

厚生労働大臣の定める掲示事項

○当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

○明細書発行体制について

算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数または金額を記載した詳細な明細書を無料でお渡ししています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料でお渡ししています。

○関東信越厚生局へ下記の届出を行っております

ニコチン依存症管理料 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
二次性骨折予防継続管理加算 3 がん治療連携指導料
夜間・早朝等管理加算 明細書発行体制等加算 時間外対応加算 3
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する遠隔モニタリング加算
外来感染対策向上加算 連携強化加算 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
地域包括診療加算 1 及び認知症地域包括診療加算 機能強化加算

○保険外負担に関する事項について

文書料は診断書の内容により料金が異なりますので、受付にてご確認ください
自己負担ワクチンについては院内掲示もしくはホームページでご確認ください。
健康診断は内容により料金が異なりますので、お問い合わせください。

○院内感染防止の取り組みについて

①院内感染防止対策に関する基本的な考え方

適切な院内感染防止対策を医院全体として取り組み、患者さんや医療従事者の感染発生の予防と発生時の速やかな対応に努めます。

②院内感染防止対策のための活動

院内感染対策部門を設置し、全職員で感染対策に取り組んでいます。院内感染防止マニュアルを作成し、衛生対策、場面に応じた防護具の使用等を実践し感染防止に取り組んでいます。また、適切な感染対策が行われているか院内の巡視を行っています。

③職員研修

全職員に対して年2回以上の研修会を実施し、感染防止に関する知識の向上を図っています。

④感染症発生状況報告

法令に定められた感染症届出のほか、抗菌薬適正使用ガイドラインに則り抗菌薬治療を行っています。外来感染対策向上加算を届出し地域の医療機関や医師会との感染対策の連携（カンファレンスに参加等）を図っています。

⑤患者さんへの情報提供

感染症の流行に関して、掲示物で情報提供を行います。感染防止の意義、手洗い、手指消毒、マスクの着用などにつきご理解をお願いいたします。また、発熱等の感染症が疑われる症状のある方は、車で待機等の対策を行っておりますのでご協力をお願いいたします。

○機能強化加算・地域包括診療加算・認知症地域包括診療加算に係る院内掲示

当院はかかりつけ医として必要に応じて次のような取り組みを行っています

- ①健康診断の結果や予防接種に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。
また、必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- ②介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
また、介護支援専門員等からの相談に適切に対応しています。
- ③夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています。
- ④患者さんの状態に応じ28日以上長期処方を行うことが可能です。
- ⑤受診している他の医療機関や処方されているお薬を伺い、必要なお薬の管理を行います。
- ⑥適切な意思決定支援に関する指針を定めています。
- ⑦日本医師会かかりつけ医機能研修制度 応用研修会を終了しています。
また、認知症に係る適切な研修を終了しています。
- ⑧厚生労働省や新潟県のホームページにある「医療機能情報提供制度」のページで、かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。

○当院でのお薬の処方について

現在、医薬品の供給が不安定な状況が続いております。保険薬局において、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じて調剤できることで、患者さんに適切に医薬品を提供するために、処方せんには、医薬品の銘柄名ではなく一般名（成分名）を記載する取り組みを行っております。ただし、同じ成分であっても銘柄によって使用感にばらつきがあります。お薬についてご不明・ご心配事がありましたら、医師にご相談ください。

○その他

- ①オンライン資格確認を行う体制を有しています。受診した患者さんに対し、受診歴・薬剤情報・特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。
- ②当院では屋内外を問わず敷地内全面禁煙となっておりますのでご理解をお願いします。